○農林水産省告示第四百十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十八条の二第三項の規定に基づき、平成二十九年一月三十日農林水産省告示第百六十六号（漁船損害等補償法第百十八条の二第三項の農林水産大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第三十九条の五第一項第八号に掲げる費用を負担することによる損害を塡補する旨の特約（以下「給与特約」という。）以外の部分の率 ㈠の表の上欄及び中欄に掲げるトン数区分及び保険金額に応じて同表の下欄に掲げる率に、㈡の表の上欄に掲げる漁船損害等補償法第百十九条第一項ただし書の特約（以下「特定特約」という。）に係る保険期間に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とし、無動力漁船及び船外機を主機関とする動力漁船である場合は更に百分の九十を乗じて得た率とする。 ㈠　トン数区分及び保険金額	一　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第三十九条の五第一項第八号に掲げる費用を負担することによる損害を塡補する旨の特約（以下「給与特約」という。）以外の部分の率 ㈠の表の上欄及び中欄に掲げるトン数区分及び保険金額に応じて同表の下欄に掲げる率に、㈡の表の上欄に掲げる漁船損害等補償法第百十九条第一項ただし書の特約（以下「特定特約」という。）に係る保険期間に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とし、無動力漁船及び船外機を主機関とする動力漁船である場合は更に百分の九十を乗じて得た率とする。 ㈠　トン数区分及び保険金額

トン数区分	保険金額	率
無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	一千万円	○・○○○二一○○％
	二千万円	○・○○○一六五○％
	三千万円	○・○○○一四○○％
	五千万円	○・○○○一○八○％
	一億円	○・○○○五九○％
	二億円	○・○○○三○五％
	三億円	○・○○○二一○％
	四億円	○・○○○一六五％
	五億円	○・○○○一三六％
	六億円	○・○○○一一五％
	十億円	○・○○○○七二％
総トン数五トン以上十トン未満の動力漁船	二千万円	○・○○○四四○○％
	三千万円	○・○○○四○○○％
	五千万円	○・○○○四○二○％
	一億円	○・○○○二六九○％
	二億円	○・○○○一五○○％
	三億円	○・○○○一○八○％
	四億円	○・○○○○八三五％
	五億円	○・○○○○六九○％
	六億円	○・○○○○五九○％
	十億円	○・○○○○三六四％

トン数区分	保険金額	率
無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	一千万円	○・○○○二二○○％
	二千万円	○・○○○一七○○％
	三千万円	○・○○○一五○○％
	五千万円	○・○○○一一○○％
	一億円	○・○○○六○○％
	二億円	○・○○○三一五％
	三億円	○・○○○二二○％
	四億円	○・○○○一七○％
	五億円	○・○○○一四○％
	六億円	○・○○○一二○％
	十億円	○・○○○○七四％
総トン数五トン以上十トン未満の動力漁船	二千万円	○・○○○四八○○％
	三千万円	○・○○○四四○○％
	五千万円	○・○○○四三八○％
	一億円	○・○○○二九三○％
	二億円	○・○○○一六四○％
	三億円	○・○○○一一八○％
	四億円	○・○○○○九一五％
	五億円	○・○○○○七五四％
	六億円	○・○○○○六四五％
	十億円	○・○○○○三九八％